

令和 7 年 7 月 1 日

保護者 様

豊橋市教育委員会  
教育長 原田 憲一

「ラーケーションの日」取得に伴う学校給食の停止に係る届出期日の変更について（お知らせ）

日頃より、本市の教育活動の推進に、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
本市では令和 5 年 9 月より、「ラーケーションの日」が開始され、間もなく 2 年が経過します。  
現在、「ラーケーションの日」取得の 5 授業日前までに保護者様より学校へ連絡がある場合は、学校給食を停止できるものとしています。  
しかし、これに伴う課題が多くあることから、「ラーケーションの日」取得に伴う学校給食の停止に係る届出期日について、下記のとおり変更いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### 記

#### 1 変更時期について

令和 7 年 9 月の「ラーケーションの日」取得分から

#### 2 変更内容について

「ラーケーションの日」取得に伴う学校給食の停止に係る届出期日の変更

|            |          |                                  |
|------------|----------|----------------------------------|
| 変更後（4 月）   | 保護者 ➡ 学校 | 「ラーケーションの日」取得の <b>10 授業日前</b> まで |
| 変更後（4 月以外） | 保護者 ➡ 学校 | 「ラーケーションの日」取得の <b>前月 15 日</b> まで |
| 変更前        | 保護者 ➡ 学校 | 「ラーケーションの日」取得の <b>5 授業日前</b> まで  |

|   | 「ラーケーションの日」取得日     | 届出期日               | 考え方       |
|---|--------------------|--------------------|-----------|
| 例 | 令和 8 年 4 月 27 日（月） | 令和 8 年 4 月 13 日（月） | 10 授業日前まで |
|   | 令和 7 年 9 月 22 日（月） | 令和 7 年 8 月 15 日（金） | 前月 15 日まで |

#### 3 その他

- ・今回の変更は、「学校給食が停止できる」期日のみです。この期日を過ぎても「ラーケーションの日」は取得できますが、学校給食は停止できません。

問い合わせ （ラーケーションについて）【学校教育課】 豊田 51-2826  
（学校給食の停止について）【保健給食課】 鈴木 51-2258